広島県公安委員会公告第32号

 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第１項の規定による検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第７条の規定により公示する。

 令和６年２月29日

 　　 広島県公安委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 委員長　西　　野　　泰　　代

１　検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

　⑴　学科試験

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別及び級 | 実　施　期　日 | 実　　施　　場　　所 | 定員 |
| 空港保安警備業務１級 | 令和６年６月６日(木)午前９時30分から午後０時まで | 広島市中区基町９番42号　広島県警察本部13階会議室 | 15人程度 |
| 空港保安警備業務２級 | 15人程度 |

　⑵ 実技試験

　　　学科試験の合格者に対して、次のとおり実技試験を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別及び級 | 実　施　期　日 | 実　　施　　場　　所 |
| 空港保安警備業務１級 | 令和６年７月20日(土)　午前８時30分から午後５時まで | 広島市佐伯区石内南三丁目１番１号広島県運転免許センター |
| 空港保安警備業務２級 | 令和６年７月６日(土)　午前８時30分から午後５時まで |

２　受検資格

⑴　空港保安警備業務１級に係る検定

　　　広島県内に住所地がある者又は広島県内に所在する営業所に所属する警備員で、次のいずれかに該当するもの

　　ア　空港保安警備業務２級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が１年以上であるもの

　　イ　広島県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

⑵　空港保安警備業務２級に係る検定

　　　広島県内に住所地がある者又は広島県内に所在する営業所に所属する警備員である者

３　検定の科目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　別 | 試験区分 | 科　　　　　　　　　　　　　　　　　　目 |
| 空港保安警備業務１級 | 学科試験 | ○　警備業務に関する基本的な事項○　法令に関すること。○　乗客等の接遇に関すること。○　手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。）に関すること。○　空港に関すること。○　空港保安警備業務の管理に関すること。○　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。 |
| 実技試験 | ○　乗客等の接遇に関すること。○　手荷物等検査に関すること。○　空港保安警備業務の管理に関すること。○　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。 |
| 空港保安警備業務２級 | 学科試験 | ○　警備業務に関する基本的な事項○　法令に関すること。○　乗客等の接遇に関すること。○　手荷物等検査に関すること。○　空港に関すること。○　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。 |
| 実技試験 | ○　乗客等の接遇に関すること。○　手荷物等検査に関すること。○　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。 |

４　検定申請手続等

　⑴　届出方法

　　ア　受検希望者本人が、下記⑵の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備付けの直接検定受検希望届出書により届出を行うこと。

 イ　受検予定者の決定及び検定申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

⑵　直接検定受検希望届出書(空港保安警備業務１級及び空港保安警備業務２級に係る検定)の提出期間

 　 令和６年５月13日(月)から令和６年５月17日(金)までの午前８時30分から午後５時まで。ただし、定員になり次第締め切る。

　⑶　検定申請書の提出先

　　　受検予定者に決定した者は、下記５の提出書類等を住所地又は警備員である場合にその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課に提出すること。

　　　なお、郵送や代理人等による申請は認めない。

　⑷ 検定申請書の入手方法

 　広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取るか、広島県警察のホームページから様式をダウンロードすること。

５　提出書類等

⑴　空港保安警備業務１級に係る検定

　　ア 検定申請書１通

　　イ　広島県内の住所地を疎明する書面又は広島県内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面のいずれか一つ

　　ウ　写真２枚

 申請前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、 その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

　　エ　上記２の⑴のアに該当する者は、空港保安警備業務２級の検定に係る合格証明書の写し１通及び当該種別の警備業務に従事した期間が１年以上であることを証する警備業務従事証明書１通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が１年以上であることを誓約する書面１通及び履歴書１通

　　オ 上記２の⑴のイに該当する者は、一級検定受検資格認定書(広島県公安委員会が上記２の⑴のアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者であることを証する書面)の写し１通

⑵　空港保安警備業務２級に係る検定

　　ア　検定申請書１通

　　イ　広島県内の住所地を疎明する書面又は広島県内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面のいずれか一つ

　　ウ　写真２枚

 　 　申請前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、 その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

６　検定手数料及び納付方法

⑴　検定手数料

 　 ア 空港保安警備業務１級に係る検定

　　　　16,000円

 イ 空港保安警備業務２級に係る検定

　　　　16,000円

　⑵ 納付方法

 検定手数料は、検定申請書提出時に納付すること。

 　 なお、納付された検定手数料は返還しない。

７　受検票の交付

 検定申請書を提出した警察署において交付する。

８　服装及び持参物

　⑴ 服装

 私服(実技試験においては、運動ができる服装)

　⑵ 持参物

 受検票、筆記用具

９　検定の実施

この検定は、広島県公安委員会、島根県公安委員会及び鳥取県公安委員会が共同で実施

する。

10　問合せ先

⑴ 広島県警察本部生活安全部生活安全総務課

 電話(082)228－0110(内線3039)

　⑵ 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

11　その他

 試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。